

作成:佐伯 勝宣

議長:まず始めに私の方から佐伯勝宣議員に申し上げます。さる令和5年12月6日、佐伯勝宣議員が役場下駐車場横のイコバスバス停に街宣車を駐車して街頭演説を行なったことについて、町コミュニティバス運行会社の営業所長から町執行部に対し、運転手から役場下バス停に街宣車が駐車していたため停車する場所がなく、運行に支障があったという連絡が入りました。このような道路交通法違反は困ると苦情申し立てがありました。この件に関し、佐伯勝宣議員は、議員個人で発行する令和6年1月28日付発行の議会報告において、運行会社からの苦情に関する記事を掲載していますが、この記事を読んだ町民の方から、町コミュニティバス運行会社に対し、同年2月10日に道路交通法違反を容認する様な発言をしたのか、交通事業者として不適切な発言ではないか、との電話が入ったとのこと。これを受け、同年2月21日付で町コミュニティ運行バス運行会社から町議会に対し、会社と社員の名誉回復のため佐伯勝宣議員に対して議会報告の早急な訂正を求める旨の報告書が提出されました。佐伯勝宣議員がバス停に街宣車を駐車したことは、道路交通法第44条の規定に違反する行為です。道路交通法には路線バスの運行時間帯においては、バス停留所に掲示板が設けられている位置から前後10m以内の区間は危険を防止するなどの場合を除き、駐停車禁止と規定されており、佐伯勝宣議員は明らかに違反しています。さらに、町コミュニティバスの運行に支障を生じさせ、町民の皆さまにご迷惑をかけています。その上、佐伯勝宣議員の報告に事実と異なる記載があるとして、会社と社員の名誉回復のために町コミュニティバス運行会社からも訂正要求が行なわれる事態を招いています。また、佐伯勝宣議員は、日本国憲法に定める「表現の自由」を根拠に自らの街頭演説を正当化していますが、憲法第13条には「自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で最大の尊重を必要とする」と定めてあり、法律に違反して街頭演説を行なうことを認めるものではありません。これらのことは、久山町議会基本条例第15条、町民を代表として名誉と品位を大きく損なうものであります。よって佐伯勝宣議員に対し、個人の責任で発行された議会報告の該当箇所の訂正を求めます。

最後に、佐伯勝宣議員は、過去3度にわたり、私から議会報告における不適切な記載について訂正を求められたにもかかわらず、今なおその動きを全く見せていません。過去に訂正を求められた議会報告についても内容の訂正を再度求めます。以上です。

(佐伯「はい議長、9番、議事進行」)

議長:佐伯議員。

佐伯:では、私、地方自治法第131条の条文に基づき…

議長:議事進行に全く関係ありません。

佐伯:関係ございます。(議長「お座り下さい」)これは、あの一…

議長:お座り下さい!

佐伯:法律の専門家に…(議長「お座り下さい、お座り下さい!」)

議長:議事進行に全く関係ございません!

佐伯:法律の専門家に確認いたしました。そして私…

議長:お座り下さい。(佐伯「…名誉にかかわることですよ」)

佐伯:議長への注意喚起でございます。(議長「はい」)

(議長「議事進行を妨げるのであれば」)

佐伯:地方自治法第131条、議場の秩序を乱し、又は会議を妨害するものがある時は、議員は議長の注意を喚起することが出来る。…前もって法律の専門家に打ち合わせしました。

議長:ここで暫時休憩とします。

佐伯:ではまた続きをやりましょう!続きをやりましょう。続きをやりましょう。

議長:続きはありません。

佐伯:ちゃんと私は法律の専門家に確認しました。

議長:はい、暫時休憩といたします。(9時)40分に再開いたします。

(* 暫時休憩)

議長:休憩前に引き続き、会議を開きます。

(佐伯「はい議長!議事進行」)

議長:どういったことですか。

(佐伯「今の議長の件でございます」)

議長: 議事進行に全く関係ありません。

佐伯: 関係ございます。

議長: お座り下さい。

佐伯: いえ、議長は 131 条を(議長「お座り下さい」)乱しております。

議長: これ以上議事進行を妨げるのであれば…

佐伯: 違います、私の名誉を、逆に…名誉毀損ですよ。

議長: わかりました。

佐伯: 名誉毀損、(議長「わかりました」)名誉毀損になります。(議長「佐伯議員」)

議長: 地方自治法第 129 条第 1 項の規定により、発言を禁止いたします。

佐伯: 131 条と言いました！ 131 条と言いました。

議長: 暫時休憩、再開は(9 時)45 分。(佐伯「131 条」)

5 分後に再開、はい。

佐伯: じゃあ、次やりましょう。

議長: 発言を禁止いたします。

佐伯: 131 条、秩序を乱しています、議長が。町民、そして全国の方がみえていますよ、議長を。

じゃあ、次またやります。

(* 暫時休憩)

議長: 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(佐伯「9 番、議事進行！」)

議長: どういったことですか。(佐伯「…」)どういったことですか。

佐伯: はい…今の件は事実と違います。ちょっと言わせて下さい。

議長: 議事進行に全く関係ございません。

佐伯: 関係あります。私の身の上にかかわります。

議長: お座り下さい。

佐伯: 名誉毀損ですよ。

議長: これ以上、議事進行を妨げるのであれば、**地方自治法…適用しますよ。**

佐伯: **議長、地方自治法第 131 条の条文…**

議長: はい、わかりました。地方自治法第 129 条第 1 項の規定により、佐伯議員、この場からの退去を命じます。

佐伯: **議長への注意喚起ですよ。**

議長: ここで暫時休憩といたします。

佐伯: **じゃ、また次やりましょう。**

議長: 再開は(9時)50分、再開は50分で。

佐伯: **次やりましょう、また。**

(*ここで事務局長が佐伯を退場を促しに席まで来て、佐伯は荷物をまとめて退場。この後の町長所信表明から3月議会の議案の説明等、議事進行内容は全く聞けず)

***赤文字部分は、議会動画でアップされたものでは音声加工され、音が消されていた箇所です。**

以上

